

参考資料

芦田川 渇水調整協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、芦田川渇水調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、芦田川の渇水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、渇水時における合理的な水利使用の推進を図るため次の事項を協議するものとする。

- (1) 渇水調整の実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (2) 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- (3) 当該河川における水利使用の実態に関すること。
- (4) 合理的な水利用の方策に関すること。
- (5) 水利用上の水質の維持に関すること。
- (6) 水利用上の河川環境の維持又は改善に関すること。
- (7) その他合理的な水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、別表－1に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、福山河川国道事務所長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、定例会議又は臨時会議を開催する。定例会議は原則年1回とし、臨時会議は会長が必要と認めた場合開催する。

- 2 会議は、別表－1に掲げる委員（委員に支障がある場合には、その代理者）によって構成し、会長はその議長となる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表－1に掲げる幹事によって構成する。また、委員と幹事を兼務する場合もあるものとする。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は国土交通省福山河川国道事務所副所長をもってあてる。
- 5 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し、必要な事項は、幹事長が幹事会にはかって定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を行うために事務局を置く。

- 2 事務局は福山河川国道事務所（占用調整課）に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、会議において委員の3分の2以上の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

(付則)

この規約は、平成10年5月19日から施行する。
 なお、芦田川水利用連絡会議規約（平成元年8月31日施行）は廃止する。
 平成12年4月30日一部改正（第4条・第5条）
 平成13年6月5日一部改正（別表-1 機関名・委員）
 平成16年7月15日一部改正（第4条・第6条、別表-1 機関名・委員）
 平成17年6月30日一部改正（別表-1 機関名・委員）
 平成18年7月4日一部改正（別表-1 機関名・委員）
 平成19年7月26日一部改正（別表-1 機関名・委員）
 平成20年7月28日一部改正（別表-1 機関名・委員）
 平成21年6月1日一部改正（別表-1 機関名・委員）
 平成22年10月12日一部改正（第6条幹事会設置、別表-1 幹事）
 平成23年6月28日一部改正（別表-1 機関名・委員・幹事）
 平成24年7月4日一部改正（別表-1 機関名）
 平成26年8月7日一部改正（別表-1 機関名）
 平成27年7月29日一部改正（別表-1 幹事）
 平成28年8月1日一部改正（別表-1 機関名）
 平成30年11月15日一部改正（別表-1 機関名・委員・幹事）
 令和2年7月29日一部改正（別表-1 機関名・委員）

(別表-1)

機 関 名			
行政機関	国土交通省	福山河川国道事務所 福山河川国道事務所芦田川河口堰管理支所 八田原ダム管理所	
	広島県	東部建設事務所 東部農林水産事務所 東部農林水産事務所三川ダム管理事務所 東部建設事務所三原支所	
		福山市	総務局総務部危機管理防災課 建設局土木部農林整備課
			府中市 尾道市 世羅町
		利水者	
	府中市		上水下水道課
	福山市土地改良区		
	府中市五ヶ村土地改良区		
	中国電力株式会社		西部水力センター